

## 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について（概要）

### 1. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案

小学校の教育課程に外国語を加え、各教科等の授業時数を以下のとおり変更する。

小学校の標準授業時数の改正

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の 授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
特別の教科である道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数				35	35		
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	980	1015	1015	1015

注) 中学校連携型小学校、義務教育学校前期課程、中学校併設型小学校においても同様

(この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。)

なお、中学校の授業時数等については変更はなく、以下のとおり。

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の 授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
特別の教科である道徳の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015

注) 小学校連携型中学校、義務教育学校後期課程、小学校併設型中学校、連携型中学校、中等教育学校の前期課程、併設型中学校においても同様

(この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。)

施行期日 平成32年4月1日

## 2. 幼稚園教育要領案

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条の規定に基づき、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）の全部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

注：幼稚園教育要領案は別添資料参照

## 3. 小学校学習指導要領案

学校教育法施行規則第52条の規定に基づき、小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）の全部を次のように改正し、平成32年4月1日から施行する。平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における小学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

注：小学校学習指導要領案は別添資料参照

## 4. 中学校学習指導要領案

学校教育法施行規則第74条の規定に基づき、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）の全部を次のように改正し、平成33年4月1日から施行する。平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

注：中学校学習指導要領案は別添資料参照